

選挙報告 当選者のことば（新年／新年度）

弁理士 都野 真哉

令和5年度の選挙にて弁理士クラブより推薦いただき、弁理士会常議員（関東選挙区）に当選させて頂きました都野 真哉（つの まさや）と申します。まずは、10月の選挙にて、大変多くの先生方にご支援を頂きましたこと厚く御礼申し上げます。

現行の常議員の定数は60人（日本弁理士会会則（会則第17号）第61条（3））であり、毎年定数の半数（30人）が弁理士の選挙によって選任されます。常議員の任期は同会則第65条3項に定められており、私は令和6年4月1日から2年、常議員を務めさせて頂くこととなります。

常議員の職務は、常議員会に出席し、日本弁理士会会則第78条に規定される審議事項について審議をするものとなります。同条に規定される審議事項は以下の通りとなります。

- （1）総会に付する議案に関する事項
- （2）総会から委任された事項
- （3）会規の制定、改正又は廃止に関する事項
- （4）本会の予算外支出又は予算超過支出に関する事項
- （5）経済産業省、特許庁その他の官公署に対する建議並びに諮問に対する答申に関する事項
- （6）審査委員会、綱紀委員会、紛議調停委員会、選挙管理委員会、不服審議委員会、コンプライアンス委員会、継続研修履修状況管理委員会及び処分前公表審議委員会の委員の選任に関する事項
- （7）本会又は会員の社会貢献に関する事項
- （8）その他会長が必要と認めた事項

そのうち、主たるものは上記（1）及び（2）の審議になると理解しております。しかし、常議員の役職は単なる肩書きではなく、我々弁理士の未来を一緒に築いていくために大きな責任と義務を持つものと自覚しております。その重責を真摯に受け止め、皆様の期待に沿えるよう日々尽力させていただきます。私は特に日本弁理士の地位向上を図ることが急務と考えておりますので、この職務の範疇に収まることはなく、まずは職域の確保及び拡充などに向け積極的に活動していく所存であります。

最後に、今年の選挙では私の他に、小林功先生、奥村光平先生が弁理士クラブから当選されております。そのような先生方と力を合わせて、業界のさらなる発展、そして弁理士クラブの皆様の意向を代表し、より良い未来への道筋を共に築くために日本弁理士会のために尽力したいと考えています。引き続き皆様のご指導・ご鞭撻をお願い申し上げます。